の他」欄に次に掲げる事項を記載すること（当該事業年度より前の事業年度に係る事業報告書の内容としたものを除く。）。

①　辞任した旨又は解任された旨

②　一般社団法人にあっては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第74条第１項（一般財団法人にあっては、同法第177条において読み替えて準用する同法第74条第１項）の意見があるときは、その意見の内容

③　一般社団法人にあっては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第74条第２項（一般財団法人にあっては、同法第177条において読み替えて準用する同法第74条第２項）の理由があるときはその理由

３　兼職をしている理事及び監事については、兼職先の法人等の名称を「兼職法人等名」欄に記載すること。この場合において、当該兼職先の法人等が金融業を行う場合には、その旨を「その他」欄に併せて記載すること。

４　監事については、当該監事が財務及び会計に関する相当程度の知見を有している者であるときは、その事実を「その他」欄に記載すること。

５　その他理事及び監事に関する重要な事項を欄外に記載すること。

３　会計監査人に関する事項

（単位：千円）

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他

（記載上の注意）

１　会計監査人が監査法人である場合は、当該監査法人の名称及び当該共済団体の監査の職務を行った指定社員（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第34条の10の４第２項に規定する指定社員をいう。）の氏名を記載すること。

２　報酬等とは、報酬その他の職務遂行の利益として受ける財産上の利益をいう。

３　以下の事項を「その他」欄に記載すること。

①　会計監査人が対価を得て行う非監査業務（公認会計士法第２条第１項の業務以外の業務をいう。）の内容

②　会計監査人が過去２年間に業務停止の処分を受けた者である場合における当該処分に係る事項（共済団体が事業報告の内容として適切であるものと判断した事項に限る。）

③　会計監査人が現に業務の停止の処分を受け、その停止期間を経過しない者であるときは、当該処分に係る事項

４　辞任した会計監査人又は解任された会計監査人（社員総会（一般財団法人にあっては、評議員会）の決議によって解任されたものを除く。）があるときは、「氏名又は名称」欄に当該会計監査人の氏名又は名称を、「その他」欄に次に掲げる事項（当該事業年度よりも前の事業年度に係る事業報告書の内容としたものを除く。）を記載すること。

①　辞任した旨又は解任された旨

②　一般社団法人にあっては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第71条第３項（一般財団法人にあっては、同法第177条において読み替えて準用する同法第71条第３項）の理由があるときは、その理由

③　一般社団法人にあっては、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第74条第４